

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

③ 手段（主な活動）

① 手段（主な活動） 31年度実績 ＜登録者数＞ 児童発達支援61名（真岡59名、茂木0名、益子1名、芳賀1名、市貝0名） 放課後等デイサービス45名（真岡39名、益子4名、芳賀1名、市貝1名） 〔申請方法〕サービスの支給申請→本人状況調査→支給量（日数）決定 →受給者証交付→利用申込→保護者が施設（事業者）と契約→利用開始 2年度計画 前年度と同様				⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
				名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
				ア センター利用申請者数（児童発達支援）	人	62	77	62	61	63
				イ センター利用申請者数（放課後等デイサービス）	人	35	34	43	45	47
				ウ						
				エ						
				オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 児童発達支援：芳賀都市内障がい児（未就学児）とその保護者 放課後等デイサービス：芳賀都市内障がい児（１８歳以下） 発達障がい及び障がいの疑い等のある児童も対象としている。				⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
				名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
				ア 芳賀都市内知的障がい児数（未就学児）	人	45	48	33	29	30
				イ 芳賀都市内知的障がい児数（18歳以下）	人	340	350	354	329	336
				ウ						
				エ						
				オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障がい児が運動機能等を向上するとともに、生活習慣を習得する。 保護者に対して、アドバイスと心理的な支援を行う。				⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
				名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
				ア センター利用者数（児童発達支援）	人	62	77	62	61	63
				イ センター利用者数（放課後等デイサービス）	人	35	34	43	45	47
				ウ						
				エ						
				オ						
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 積極的に社会参加をしてもらう。				⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
				名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
				ア 生活習慣等が向上した利用者の割合	%	100	100	100	100	100
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
(2) 総事業費の推移										
				単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
			県支出金	千円	0	0	0	0	0	
			地方債	千円	0	0	0	0	0	
			その他	千円	18,886	21,204	22,405	16,524	20,355	
			一般財源	千円	5,212	3,591	6,578	13,673	17,945	
			事業費計（A）	千円	24,098	24,795	28,983	30,197	38,300	
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
			延べ業務時間	時間	25	25	25	26	26	
			人件費計（B）	千円	104	104	104	105	105	
	トータルコスト(A)+(B)			千円	24,202	24,899	29,087	30,302	38,405	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。			障がいをもった児童に対する療育訓練を実施するため、昭和５１年１０月開始							
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは５年前と比べてどう変わったのか？			当初は、母子通園ホームとして発足。障がい児を持った親子が訓練を受けることにより障がいの軽減や親の心理的負担の軽減を目指した。 平成１５年４月の支援費制度のスタートにより、児童デイサービスとして事業所指定を受けた。 平成１８年４月の障害者自立支援法の施行により、児童デイサービスとして事業所指定を受けた。 平成２３年度に旧コンピュータカレッジ施設の一部を改修し、平成２４年４月に移転した。 平成２５年４月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 同時に、名称が「心身障害児通園ホーム」から「こども発達支援センター」となり、「児童デイサービス」事業所から、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」事業所に移行した。 平成２７年度から、民間の放課後等デイサービス事業所が急増している。							
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？										

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 障がいを持った児童に対し、就学前から訓練を実施することは障がい児の自立と社会参加の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 障害者総合支援法に定められているので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 障害者総合支援法に基づく該当者は、全員入園して適切な訓練を受けているので向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に定められているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 障害者総合支援法に基づいて実施しているので、削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しているので削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																						

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																						
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																					
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○																			
	低下																					